

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第14回 平成21年 3月26日開催 午後7時から午後9時 職員研修室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、武藤、中山、林、山岸、三浦

傍聴者 1名

配布資料 ・第11回運営会次第

・新宿区自治基本条例区民検討会議開催日程(予定)

・盛り込みたい事項の内容一覧(各委員の意見取りまとめ)

・第13回区民検討会議開催概要

1 事務局からの連絡

清田委員の辞任について、第13回区民検討会議においては、清田委員から連絡がないため辞任とみなす旨の報告が事務局からあったが、その後3月10日に清田委員から「辞任しない」旨の文書が届いたことが報告された。今後の取り扱いについては、運営会において議論することとなった。【報告】
新宿区自治基本条例区民検討会議報告書(案)(平成20年度)を全委員に配布し、内容について意見がある場合は、今月中に事務局へ直接連絡をいただくこととなった。【報告】

2 運営会からの報告

第14回区民検討会議の検討内容について、以下の順序で検討を行うが報告され、了承された。

【決定】

(ア) “基本となる用語の定義”に「盛り込みたい内容」について、各委員から意見を出していただく。

(イ) “条例の位置づけ”の「見出し」、「盛り込みたい内容」について、各委員から意見を出していただく。

(ウ) “基本理念”、“目的”について、第13回区民検討会議で出された意見を基に議論する。

運営委員から、今後の区民検討会議の流れや、おおよそのスケジュールを教えてほしいという意見が挙がった。今後のスケジュールについては、現在検討中の『条例の基本的考え方』終了後に、おおよその流れを運営会で決めていくこととなった。【報告】

3 『条例の基本的考え方』の検討(全体討議)

“基本となる用語の定義”に関して、第13回区民検討会議において出された「見出し」についての「盛り込みたい内容」を挙手によって発表していただいた。

“条例の位置づけ”について、「見出し」と「盛り込みたい内容」を挙手によって発表していただいた。

次回検討に向けて、“(条例の)基本理念”、“条例の目的”に関して出された意見について、「盛り込みたい事項の内容一覧(各委員の意見取りまとめ)」をもとに意見交換を行った。

全体討議で出された意見の詳細は別紙のとおり。

4 牛山教授コメント

全体討議に関して、牛山教授からコメントがあった。詳細は別紙のとおり。

5 次回検討内容等

第15回区民検討会議では、『条例の基本的考え方』に関して、各委員から出された意見を整理しまとめていくこととなった。検討の手法については、運営会で検討することとなった。【決定】

以上

第14回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	14回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	×
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	清田 英雄	キヨタ ヒデオ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	×
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			20

第10回区民検討会議(1月22日)の席上で委員辞任の意向が示された。

「1 条例の基本的考え方」の検討(全体討議)

基本となる用語の定義		
委員	3 - (見出し)	3 - (盛り込みたい内容)
a	住民	住民登録をしている。自然人(外国人を含む)
b		住んでいる人
c		その地域の水・空気・景観を背負っている人。
d	区民	新宿基本構想の定義に一致させる。区内で、在住・在学・在働・活動する人
a		利害関係者。ステークホルダー(住民、区、消費者などの幅広い関係で、区で利害関係があること)
e		自然人
a	区民等	法人も含む
a	事業者	企業(営利を目的にしている)
c		区内で事業を営む(法人、個人事業主も含む)
d	事業者等	非営利の活動をしている、公共的活動をしている団体
e		公益的な活動
a		法人格のある団体
f		事業者に広く任意団体も含める
x	事業者を除く団体	次回以降に検討する
a	外国人	日本国籍を持たない人
c	NPO	非営利活動。任意で活動している団体
a		法人格を持たないボランティア団体
g		非営利で社会貢献をし、事業や活動している団体。法人格の有無は問わない。
e	地区協議会	“定義”の中に入るのか。
f		まだ議論が必要
c		地域課題の解決、ネットワークの構築、区政の参画
a		新しい自治のシステム
c	市民	外国人も含む
x	コミュニティ	次回以降に検討する
x	自治の主体となる地域	次回以降に検討する
h	町会・自治体	新宿区町会連合会に加入している。地区町内連合会にも属する。

c		近隣自治の担い手
e		地縁団体
i	地域団体	商店会
b	区	区議会・区長
c		区議会・区長プラス区民
d		執行機関
e		区長等
j		地勢的なことも入れたい
b	区長等	区長と行政委員会
b	執行機関	区長等と同じ
a	協働	基本構想の定義と同じ
f		対等な立場で共に目的をもって、事業展開をする
g	参画	基本構想の定義と同じ。PDCAサイクルのもと、全ての部分で区民が参画する。行政が区民に対して、参画することもある。
e		自発的で責任を持つ。
f		両方がお互いに参画する。意志決定のプロセスの市民が市民が関与する。
h		自己決定、自己責任
a	自治	良いまちづくり。協働、参画も。
f		自立
e		主体性を持って、自らの地域のまちづくりを行うこと。
k		責任
l		区民自らが考え、方策を立案し、自らまたは区民が委任する機関により実行すること
a	協治	行財政の運営を含んだ協働、住民自治、ローカルガバナンス。参画協働より進んだイメージ。
x	新しい公共の原則	次回以降に検討する
x	情報の原則	次回以降に検討する
	言葉の定義	
	用語の意義	

条例の位置付け		
委員	3 - (見出し)	3 - (盛り込みたい内容)
a	最高規範性	
b		内容の見直しの可能性
c		この条例を具体化する条例・規約を制定する
		最高規範性であり、最大限尊重してまちづくりをすること
		他の条例・規約・規定・計画等の制定の改廃について、この条例の整合性を図り、体系化を図る。
		区民、区長、議会、議員、区の職員は尊重して活動する
d		住民自治を保障する
e		「最高規範性を持たせる」という言葉を使用しないで、内容を表現する。他の条例の規範となるような基本的指針を盛り込む。

その他の意見（基本となる用語の定義）		
牛山教授	区民	法的には、法人は住民に入ります。
a	地区協議会	後から議論するものである。定義づけは必要である。
b	言葉の定義	責務は義務より負担が大きい印象がある。義務と責務を使い分けた方が 良い
その他の意見（条例の位置付け）		
c		「最高規範」という言葉が出てきて、そこから色々なものが出てくるのであり、「最高規範」という言葉を使わないということの、意味がわからない。「最高規範」という言葉があれば、何か無駄に言う必要がなくなり、これが無いと何もできなくなるのであり、「最高規範」がありきである。

全体討議の説明

ファシリテーター 資料3を見て下さい。次回は、例えば、「条例の基本理念」と「目的」の項目で重なっている部分などを整理していききたいと思います。今日はこの資料3を見ての感想や意見を頂きたいと思います。それらを、次回につなげたいと思います。

また、項目の太字になっている見出しは、こちらで、前回出された内容を整理してつけたものです。これについても、ご意見を頂きたいです。

全体討議

委員 太字で書いてある見出しは、内容が混在している。新しい項目ではなく、この理念を達成する大事な原則を整理してはどうなのか。

ファシリテーター 資料3は前回みなさんかた出た意見です。今日は、「条例の基本的理念」に出た内容と「目的」に出た内容を見比べて、同じような内容や言葉を使っている場合があったら、整理や絞っていきこうという作業に繋げるための意見交換です。

委員 「基本理念」をまずやってからということですか。

ファシリテーター はい、そうです。

委員 先程の委員の意見は、「基本理念」と原則の2本立てにしてはどうかという提案ではないか。

委員 基本理念を達成するための原則である。2本立てというよりは、理念をまず掲げて、達成させるために原則がいくつかあるだろうという話です。そういう整理をしてはどうかという提案だ。

ファシリテーター 他の委員のみなさんは、そういうことを考えないで、「基本理念」では前回出した内容を盛り込みたいという意見でした。まず、みなさんの意見を少しまとめてからの方が、そういう方向に行く場合にしても、よろしいのではないのでしょうか。せっかく、みなさんが、前回出して頂いた「盛り込みたい内容」が生かされなくなるのではないのでしょうか。

委員 基本理念をもっと磨いて、ある程度枠が出来たら、それを実現するための原則でありツールであるということに、また委員の意見を反映させていくという解釈で良いのではないのでしょうか。

ファシリテーター ありがとうございます。

委員 豊島区の例ですが、前文や目的に則って、自治の原則を書いて、理念を定めている例があります。参考に。

ファシリテーター 資料3を見ますと、例えば、太字の見出しの“住民自治”を見比べてみると、同じような内容であったりします。こういったことの整理をして頂きたいです。また、前文に何を入れるかなども検討していませんが、「これは前文に入れた方が良い」と思うものがあったりするものなどありましたら、ご意見をお願いします。

委員 住民自治の原則、参加・参画・協働の原則と考えていけば、まとまっているようにも思う。今、そういう言葉に切り替えていけば、委員の意見を生かしていくことができるのでは。

委員 そのようなことが、先程の委員の提案なのではないか。いろんな原則を基本理念と一緒にやらないか、という提案ではなかったのではないか。

委員 委員のみなさんが意見を整理すれば、結果的にどのように整理されるのかを、例えばという形で言うだけである。

委員 自治の基本原則は、基本的考え方に入るものだと思うので、後々きちんと原則について議論しなければならないと思う。去年の区報で、委員を募集する際の記事は、「新宿区の自治の理念や基本原則を明らかにする、自治基本条例の制定に向けて取り組みましょう」と謳っている。多くの区民は、理念と基本原則があると思うのではないか。もうぼやかさないで、きちんとすべきではないか。

ファシリテーター まずは、例えば「条例の基本理念」では“最高規範”が出ている。しかし、「条例の位置づけ」でも“最高規範”は出てきました。これは、どちらに入れるのかという整理をした方が良いかと思いますが、どうでしょうか。

委員 その通りだと思います。“最高規範”を2つ入れる必要はないので、1つで良いと思う。1つ1つクリアしていけば良いのではないか。

委員 普通の区民にとって、わかりやすくなければならないと思う。できるだけ、鮮明にということをお願いしたい。

委員 前文を入れるのか入れないのかということを決めるのか。また、『条例の基本的な考え方』に出ている4つの性格的なイメージの共通認識ができれば良いと思う。このイメージが漠然としていて、わかりづらいのではないか。

委員 基本原則について、再三述べられているので、私もそうした方が良いのではないかと思う。

委員 “(条例の)基本理念”のカッコは「条例の基本理念」なのか、それとも、カッコが無い「基本理念」となると「自治の基本理念」となるのかが私はわからない。

委員 最初は(条例の)と(自治の)の両方がでていたと思う。先に前文を作るのか、それとも、条例を作ってから、前文を作るのかということを見ると、本当に自分たちが、制定の由来や新宿の歴史や様々なことを書くのが前文だと思っている。それを、先に前文を作るのか、それとも最終的に項目をすり合わせて前文が出来て、精査したときに、勇気を持って削除できるかのどちらかと思う。

ファシリテーター “条例の基本理念”“条例の目的”“基本となる用語の定義”“条例の位置づけ”を検討しようということになりました。そして、どんなことを盛り込もうかという意見をもらいました。みなさんにその中身は検討して頂きたいと思いますが、検討する手がかりとして、これらの意見があります。これらの意見を手がかりにすることで、みなさんの想いができてくるのではないのでしょうか。みなさんが「これはこういうことだ」と腑に落ちて、他の人にも語って頂けなければならないと思います。ここまで、みなさんにご理解頂きたいのですが、いかがでしょうか。その中で、前回みなさんが出して頂いたご意見を少し整理していくことで、出てくることもあるのではないのでしょうか。

委員 基本理念を実行する方法が原則であると思う。今は、原則を大項目に入れるのか入れないのかをみなさんで検討している段階だと思う。“条例の基本理念”を考えている間に、原則が小項目に入るのか、基本理念を実行する方法としてより具体的に立てるようになっていく

のか。進めて行くうちに、解決するのではないのか。

委員 私の中で、基本理念は住民自治が全てだと思う。区が自主的、自立的で動いてほしい。これらが条例の目的そのものであり、それを基本理念とし、それを達成するために、原則として掲げる。そういった原則で進めて動いていけば、基本理念を目指せるのではないか。そういう意味で、このような整理の仕方はどうかと先程提案した。

委員 ファシリテーターも言っていたが、今までみなさんの意見をまとめてきた。ここでそれを整理してみましようと話している。まじめに聞いてまずはやりましようよ。みんなでまずはやりましようと話しているではないか。

ファシリテーター 時間もきましたので、この後の進め方は運営会で考えていきたいと思います。せっかく出た意見を無にしたいくないというのが、私の気持ちです。

牛山教授 コメント

今日までまとめてきた『条例の基本的考え方』ですが、みなさんから一通り意見を出していただきました。そして、それらの重複しているものを整理していこうということでした。それらが出来ていく中で、例えば、原則と基本理念との違いは何かということを考えていくことになると思います。みなさんの意見が出てきたので、これから、整理をしていき、まとめたり、どれを入れていくかということになるでしょう。この後、運営会で話していくことになります。

理念や原則や前文をどうするのかという話が出てきていますが、個人的に条例の考え方から言うと、前文があって、目的があって、理念があって、原則があるのは、かなりどくて、違いもわかりにくいと思います。また、条例はそもそも簡潔でわかりやすいものである方がよいでしょう。また、法制的にも、いろいろな文言が入ると言うことは、解釈の幅も広がるので、訴訟や裁判があった時に誤解を受けないような文言に整理する必要があります。そういったことも、少し頭に入れて、解釈の可能性が狭く、できるだけシンプルにしていくことをこれからの議論で考えていくことも必要でしょう。

今、議論になっている基本原則、理念、目的ですが、これらは非常に区分けが難しいところです。例えば、情報共有は理念にもなるし、原則にもなります。参画や協働も同じように考えられます。原則も大枠の原則と、狭い具体的な原則もあります。自治基本条例はかなり理念的な条例という側面があるので、具体的な原則は個別の章で述べていくことも考えられます。したがって、あらかじめ理念と原則を確定するとかなり難しい部分もあるのではないかと思います。理念の中に入っているけれども、原則としていくつか掲げることが良いのか。原則と言っているが、もっと具体的な個別の条例に入れていった方が良いのかということもあるので、この点については、議論を続けていくことになるかと思っています。こういったことをふまえ、ファシリテーターが、まず出された意見を整理していこうとしています。その整理の中で、場合によっては原則を立てた方が良いのかどうかという議論になっていくでしょう。今日は、4つの項目に対するみなさんの意見が出ついたので、これを整理して、運営会でも議論をし、次に全体会で議論にしていく流れになると思います。